



~ともに~ 皆心一つに

学校安全ネット通信 No.18

頁1 目次

頁2~3 第10回学習会報告

「学校教育法第11条の教員の懲戒権を問い合わせ直す一親・保護者

の懲戒権条項（民法822条）削除を受けて」

講 師 米 田 修さん(NPO法人 千葉こどもサポートネット理事長)
原田 敬三(弁護士)

頁4~6 特集 (1) 「いじめ」の定義を考える

曾我 智史(弁護士・社会福祉士)

頁7~10 特集 (2) 我が家の長男について

母

手紙 一 悠 輔 へ

母 鎌木 恵理

那須雪崩事故で息子を失って

母 高瀬 晶子

過失は認められず

母 毛塚 愛子

頁11 コラム 「哀しみは終わらない（那須雪崩事故によせて）」

福澤 英子(元民事調停員)

頁12 安全ネットがお薦めするこの一冊

『いじめ・損なわれた関係を築きなおす

～修復的対話というアプローチ』

加藤 昌子(弁護士)

☆NPO法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。

学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費 ★会員 3,000円 ☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。

振込先 00130-9-346463

加入者名 ヒエイリ)学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先

学校安全全国ネットワーク

TEL 03-3511-5070

FAX 03-3511-5784

E-mail uta@yoko-no-heya.jp

HP <http://gakouanzen-network.com>

事務局所在地

〒102-0072

東京都千代田区富士見

2-7-2

ステージビル1706号

南北法律事務所 内



第11回公開学習会報告

日 時 2023年6月17日(土)14時~17時
テーマ 「学校教育法第11条の教員の懲戒権を 問い直す一親・保護者の懲戒権条項(民法822条)削除を受けて」
講 師 米田 修さん(NPO法人 千葉こどもサポートネット理事長)

NPO法人千葉こどもサポートネット紹介

NPO法人千葉こどもサポートネットは、1992年3月、千葉で発足した。子どももの人権を守り、子どもたちを応援する市民の活動チームである。2004年2月、特定非営利活動(NPO)法人化した。

事例考察

忘れ物をした生徒に教員が、「このヤローテメー」と暴言を吐きののしる。感情的に侮辱、傷つけ、生徒の支配者として。問題行動と指摘されても、教員自身は、適切な指導と言い張る。校長もよい指導の事実的基準をもって、米田氏は次の3点を挙げる。

- ① 「言葉による暴力」以外の何ものでもないのに、客観的には、懲戒行為であるとしても不適切で教育的效果はない。
- ② 教育上必要な生徒指導を大きく逸脱し懲戒権の濫用であり、心理的虐待行為がある。
- ③ 法令上も、文科省「生徒指導提要(改定版)」の「不適切な指導と考えられる例」(第4項)に該当する。

教員の懲戒権の根拠

根拠規定は、現行の学校教育法第11条(懲戒)は次の規定である。「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

ここでいう懲戒とは、「親権者、少年院長、教員のように子女の保護、教育、監護の責にある特定の者が、その責に任ずる必要上加える一定の制裁である。」(鈴木勉編著・逐条学校教育法105頁参照)とされる。



この法の条文の下位の法令につきの施行規則が存在する。

- ① 「校長が行う法的な効果を伴う懲戒」(学校教育法施行規則26条2項)として、退学・停学・訓告(退学・停学は、高校生、訓告は、小中学生・高校生)が規定される。

「教員・校長が行う事実行為としての懲戒」には、叱責、起立、居残り、宿題・清掃当番の割り当て等が定められる。

- ② 「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」(同施行規則26条1項)とされる。

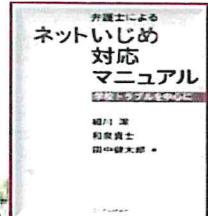
懲戒規程が虐待・人権侵害でない根拠についている?

現状では、これらの法規体系が根拠となって、教員による懲戒(事実上の懲戒)が、行き過ぎとなって児童生徒への暴力(暴言・体罰等)であって、子どもへの虐待行為・人権侵害ではないとされる。しかし実態は違います。

- ① 児童生徒の校則・規律違反・反抗的な言動等を理由にして、教員(学校)が、組織上の適正手続きに従った「懲戒」を行うことなく、教員個人の裁量(恣意的な判断)で叱責等の生徒指導(事実上の懲戒)が行われている。

- ② しかし、その生徒指導(言動)が児童生徒にとって、暴力(暴言・体罰等)となっていても、教員自らは「適切な裁量の範囲の事実上の懲戒・生徒指導(懲戒)」を行っていると考えている。記録もなく言いぱなしのため、「事実上の懲戒」が検証されることはない。

- ③ そもそも、教員と児童生徒との力関係が、指導が行われる教室等の密室性(閉ざされた学校空間)、児童生徒の権利擁護制度の不整備と相俟つて一方的なことがその温床である。



教員の暴力的言動にどう歯止めをかけるか一民法改正に学ぶ

「指導死」などの言葉が生まれるほど教員の暴力的言動にどう歯止めをかけるかについて、2022年12月10日の親の懲戒権規程の改正が直接に参考になる。民法820条～822条の一連の条文改正としてなされた。

(1) 「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利の有し、義務を負う。」「監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」(820条アンダーライン箇所が改正箇所)

とされ、親の懲戒権を定める民法822条が削除され、新たに821条が設けられた。

(2) 821条(子の人格の尊重等)

「親権を行う者は、前条(820条)の規定による監護及び教育をするにあたっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の身心の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」

(ちなみにその背景には、2019年児童虐待防止法改正があった。)

先に事例考察で検討したとおり、不適切なものが多く、児童生徒への一方的な制裁・指導に陥る危険性が高い。事実誤認の危険性も高い。その原因を構造的な問題と捉える。

子どもの権利条約28条2項は、学校の規律・懲戒が子どもの尊厳と人権を保障することを求めているが、現状はそのようになっていない。

日本では、子ども権利条約12条1項(意見表明権)・12条2項(聴聞権)等の条約を踏まえた基準づくりがされていない。この現実では、教員個人の懲戒権は、廃止するのが相当であると結論される。

子どもの権利条約が締結されていない国内法でも、わずかながら法規がある。

例えば、死亡事故等を対象とする「学校事故対応の指針」(文科省・2016年3月通知)はあるものの、体罰・暴言等事件は、この指針の対象外である。また、教員による不適切な指導で児童生徒が自死した場合、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に従い、遺族の申し出で詳細調査を行い検証するための第三者委員会を設置することができるとされているが、現実には、学校・教育委員会の対応は消極的で、誰もが十分機能しているとは見ていない。

提言の正当性

1. 親の子どもを監護・教育する権利・義務は、子の利益のためにあり、支配するための懲戒権とは相容れない。民法・懲戒権条項の削除はその現れであると理解される。
2. 説も「教員の(子どもを教育する)権限は、本質的に教育の専門家としての専門的識見に基づく指導・助言にとどまる。」それ故に、『教員の懲戒権の行使は、『教育上必要があると認めるとき』に限られている。』「しかし、子どもの権利(生徒の権利)からすると、体罰も含めて過度に子どもの人格権(民法710条)を侵害するおそれのある懲戒は、すべて不法・不当とみなされる。」(1976年・教育学研究全書第6巻第4章三「懲戒権と教育権」下村哲夫著・168～171頁)としている。
3. 結論として◎子どもの学習権の保障を担っている公教育における「教員の懲戒権」は、削除に向けて見直しが検討されるべき時期にある。
(終)

※本稿は2023年6月23日開催の学校安全ネットの公開学習会の米田修氏講演の要約である。法令の詳細を含む報告は、季刊教育法No218号をご覧ください。

(文責 原田敬三)



「いじめ」の定義を考える

弁護士／社会福祉士 曽我智史

1 現在のいじめ防止対策推進法（いじめ防止法）2条の「いじめ」の定義は、「いじめ」の実態を捉えることができているのだろうか。私自身は、いじめ調査と言われるものをおそらく、かなり数多く経験してきた者の1人であると考えている。いわゆる第三者委員会の活動をしていると、上記問い合わせ立てることが多い。

現在の「いじめ」の定義については、批判的な論者が多いように見受けられる¹。よくある言説としては、「ある行為をされた相手が、主観的に苦痛を感じたら、いじめである」というものである。これでは、いじめられたと言った者が勝ちではないか——保護者の方から、このようなご指摘を受けることもある。

2 しかし、現在の「いじめ」の定義は、それほど問題だろうか。この問題を考える上で、次の森田洋司の指摘が重要である。森田は、いじめは、基本的に、それをされた被害者の主観的世界に基礎をもつ現象であると指摘している²。この指摘は、いじめ防止法2条のいじめの定義に通ずる。つまり、同法のいじめの定義は、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるものであれば、「いじめ」に該当するというものである。ここでは、当該児童生徒の精神世界において、苦痛を感じるものであるか否かが重要であり、前記言説と軌を一にする。もちろん、このような主観主義も、合理的根拠を全く欠くものであってはならず、当該児童生徒がある行為をされ、それを認識した時点で、心身の苦痛を感じたことにつき合理的な根拠が存することが必要であると考えられる。また、前提として、客観的に特定される「行為」によって心身の苦痛を感じたと言えなければならない。ただし、学校現場において

は、当該児童生徒が心身の苦痛を訴えたら直ちに「いじめ」と捉えて対応にあたることになる（いじめ防止法23条）。

このような意義を有する現在の「いじめ」の定義は、言い換えると、ある特定の行為をされた児童生徒の「心の苦しみ」に寄り添うことを意味している。そうすると、現在のいじめの定義の意義は、教員が、教育者として、児童生徒の心の苦しみに寄り添って対応にあたる存在であることを確認したものであると捉え直すことができる。

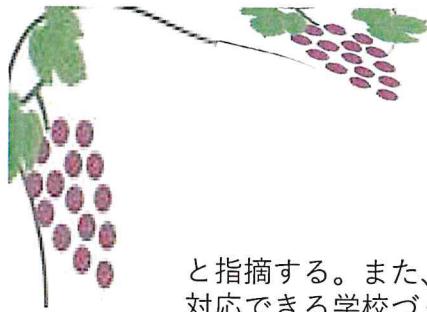
このように「いじめ」という捉えが、ある特定の行為をされた児童生徒の「心の苦しみ」に寄り添うことを意味するのだとしたら、「いじめを見過ごさない」学校とは、「児童生徒の心の苦しみに寄り添う」学校と同義なのである。

これは、現在の「いじめ」の定義に見いだされる重要な意義である。

3 このように「いじめ」の定義の意義が確認できたとして、二方向から検討することがある。

1 たとえば、和久田学『学校を変えるいじめの科学』（日本小論者,2019）23頁は、「科学で語ろうとするならば、いじめの定義は、いじめとそうでないものとを明確に区別できるものでなければならぬ。現状では、『いじめの境界』が広がり、逆にあいまいさが目立つとの批判があるので」と指摘する。遠藤洋路「いじめ問題にどの様に対処してきたか」（『教育と医学』2022年3月・4月号）17頁には、「いじめの定義は、広すぎて実効性に欠けています。…『法律上のいじめ』と『対処すべきいじめ』を分けて扱うしかない。





と指摘する。また、藤川大裕『いじめに対応できる学校づくり』（ぎょせい, 2021）も同旨である。

2 森田洋司＝清水健二『新訂版 いじめ 教室の病』（金子書房）, 1994)
41頁

一つ目は、いじめられた側の児童生徒の立場からの検討である。二つ目は、いじめた側の児童生徒の立場からの検討である。

前者から考えていこう。前述のとおり、「いじめ」の定義の意義が、その児童生徒の「心の苦しみ」を中心に据えることを意味するのだとしたら、その「いじめ」の大きさや悲惨さのような程度は、教員やその他第三者が決める事ではなく、それをされた当該児童生徒が決めることになる。これは、子どもの権利条約12条の子どもの意見表明権とつながる。子どもの意見表明権とは、「子どもが自分の気持ちや声、意見などを聴いてもらう権利」である。「いじめ」に当たるか否かは、原則として、ある行為をされた児童生徒の意見表明権の行使を通じてのみ認定される。ある行為をされた児童生徒の気持ちを聞く（聴く）のであるから、そこでは、その児童生徒とそれを聞く（聴く）大人との対話的関係が想定されている。このような対話的関係を通じて、その子どもがいじめを受けたか否かが、教員を含め大人に認識されていくのである。

次に後者について考える。ある行為をされた側（ここでは、いじめられた側）の主觀を通じて「いじめ」が認定されるのだが、その認定過程において、前提として、心身の苦痛を及ぼす「行為」がある。「いじめ」があると認定された場合、その「行為」をした者が、いじめた側であるということになる。

問題はこのあとである。

「いじめ」の定義においては、当該行為をした者の主觀的因素（法律学の言葉では、目的、故意や過失の有無、それらの程度）を問わないことになっている³。つまり、いじめた側の児童生徒の主觀的因素が問われない構造となっているため、理論上、責任を問う前提に欠けていると言える。これは、実は、いじめられた側にとって不幸である。いじめられた側は、「いじめ」が認定されたのであるから、いじめた側に「責任」をとって欲しいと考える。筆者は、いじめ被害を受けた児童生徒の代理人をすることもあるが、これら児童生徒及びその保護者は「いじめた側の責任はどうなるのか」という言葉を使うことが多い。しかし、現在の「いじめ」の定義は、必ずしも責任を問える構造になっていないのである。

4 この後者の問題はさらに深めることができる。そもそも、いじめた側、いじめられた側という二分論的整理で解決するのかである。「いじめ」の定義を見ると、確かに「行為」と書かれている。「行為」とは何かを考えるとき、そこに意思的要素を観念できるように思われる。したがって、心身の苦痛が及ぼされうる「行為」があったのであるから、その「行為」をした主体たるいじめた側の児童生徒に対して、責任を問うことができるのだという考え方がありうる。

しかし、本当に「意思」は存在するのだろうか。森田は、いじめは、いわば教室全体が劇場空間であり、いじめは舞台と観客との反応によって進行するドラマであると述べた⁴。これは、いじめる行為には、受動的な要素も見いだせるということであろう。この点、





哲学者の國分功一郎は、人はあらゆる要因により影響を受けてある行為をするに至っているという点を、古い言語から「中動態」という失われた態を発見することにより明らかにした⁵。学校・教室という環境下にあって、どれだけの児童生徒が、自分の意思に基づき「行為」ができるだろうかを考えなければならない。

- 3 坂田仰編『補訂版 いじめ防止対策推進法—全条文と解説』(学事出版社,2018) 6頁
- 4 森田洋司『いじめとは何か—教室の問題、社会の問題』(中央新書,2010) 134頁
- 5 國分功一郎『中動態の世界—意志と責任の考古学』(医学書院,2017)
- 5 現在の「いじめ」の定義には、前記のとおり重要な意義がある。しかし、いじめた側の責任を当然には問えない構造となっており、いじめられた側の児童生徒にとって不幸である。
- この問題については、少なくとも次の2つは考えなければならない。
- 1つは、「責任」の意味である。國分は、責任とはresponsibilityであり、応答responseと切り離せない

と述べる⁶。法の世界でいう「責任」の意味にとらわれることなく⁷、「責任」という概念を整理した上で、教育学、とりわけ生徒指導領域と接続することである。

もう1つは、具体的な事案において、ある「いじめ」が認定できたとしても、その「いじめ」がどうして生じたのかという問いを立てた上で、当該事案における「いじめ」を巡る外的要因の構造に対する考察を深めることである。その「いじめ」が発生した構造に対する理解をしてはじめて、いじめた側である児童生徒に対して、その「行為」の倫理的観点からの意味や課題を提示することができるし、眞の意味での反省を促すことができると思われる。

- 6 國分功一郎=熊谷普一郎『<責任>の生成—中動態と当事者研究』(新社,2020) 390頁。なお、同頁では「意志の有無を確認するようにして人に負わせる責任というのは、どう考えても応答ではない」と指摘されている。
- 7 瀧川裕英=宇佐美誠=大屋雄裕『法哲学』(有斐閣,2014) 135頁では「ここで言う責任とは、自分の地位が、他者によって一方的に変更されるのを甘受しなければならないことである」と説明される。

メモにお使いください！

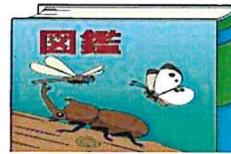


特集 (2)

2017年3月27日、栃木県那須町の茶臼岳(那須岳)での登山訓練中に高校生7名と引率教員1名が死亡。8回の民事調停が不成立となり、2022年2月2日栃木地方裁判所に提訴。本年(2023)6月28日民事裁判の判決がなされた。(原告・被告、双方が控訴せず、判決が決定された。)

学校安全ネット通信には、民事判決を受け、保護者(母親)のお気持ち漏れ聞かせていただきたいと無理なお願いをし、投稿を願いました。
※ 本心から絞り出された言葉こそ、最大の再発防止への教訓になるものと確信します。
(亡き8名の皆様の冥福を心よりお祈り申し上げます。)

我が家のかわいい長男について



小さい頃からのんびり屋さん。優しくて、口調も柔らかくお喋りもゆっくり、マイペースでどちらかと言えばおとなしい男の子。ボーっとしてそうで、何も考えていないように見えて実は興味を持った事は自分でちゃんと調べたり、触ったり、観察していたりする。我が家のかわいい長男はとにかくほんわかしていて、彼の周りにはいつも優しい空気が流れている。

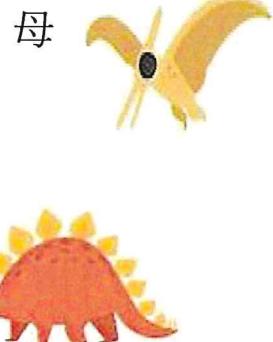
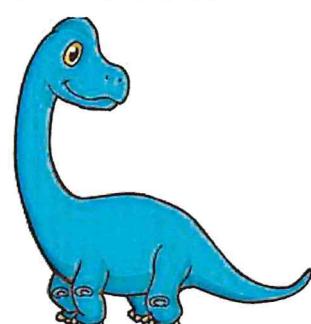
昔の古代生物や生き物が好きで、図書館で図鑑を借りて読んだり、公園や川で生き物を見たり、捕まえたりよくしていました。今思えば、息子が保育園や小学生の頃は私達家族にとってとても幸せな時間でした。

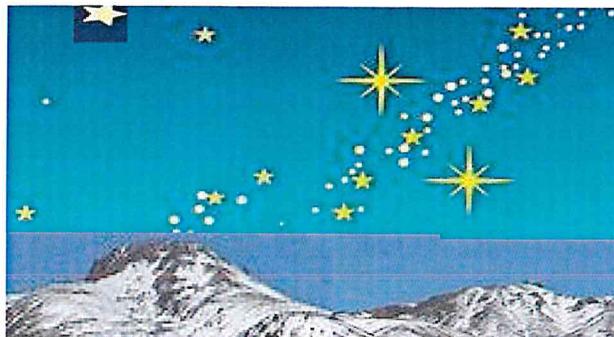
部活もなく、勉強もそれほど大変な時期ではなかったので、とにかく週末には家族で公園、博物館、図書館、水族館等に出掛け、楽しい時間を過ごしていました。とくにお金のかからない公園には片っ端から遊びに行っていました。弟と一緒に滑り台、アスレチック、ザリガニ釣り、自転車、虫取り、草滑り、何気ない日常の日々を過ごせる事がどれだけ幸せで楽しい時間であったか、本当にあの頃に戻れたらと思います。

のんびり君も中学生になった頃にはのんびりしていられなくなり、勉強や部活等で忙しくなりました。それでもまだどこかのんびりしていました。しかし高校生になった彼は更に忙しくなり、同級生から影響を受ける事も多くなり、急激に大人びて顔つきも変わっていました。しかし明るい未来を信じて前に進もうとしていた息子は16歳という若さで逝ってしまったのです。今回の山岳部の雪崩事故は安全講習会であったにも関わらず、何もかもが杜撰で適当、安全と言えるものが何もないに等しい状態でした。持ち物の不備、急な予定の変更、悪天候、教員の不適格な指示、何もかもが駄目で大惨事となり、多数の死傷者が出了ました。私の息子もその犠牲者となつたのです。

今現在も何度も過去に戻ってやり直せたらと非現実的で夢のような事を考えてしまいます。せっかくこの世に生まれてきたのに、頑張ってきたのにこんな事になるなんて、大事なあなたを守ってあげられなかつた事をいつも後悔しています。誰かを恨んでも怒りをぶつけても、何をしても息子が生き返って元の生活が出来る事はありません。どうすればいいのかこの先も答えがあるわけでもありません。今はただ穏やかに息子と向き合う時間を少しでもとれるようにしたいと考えています。

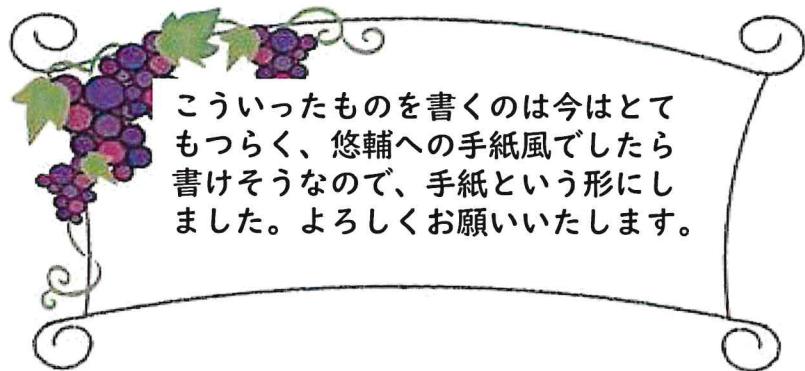
あなたが今生きていたら、どんな大人に成長していたでしょうね。お母さんもお父さんもいつもあなたの事を考え、あなたの話をしています。困った事があって、解決できた時はいつもあなたが「助けてくれた」と母は思っています。いつも近くにいて困った時は助けてくれる優しいあなたは今も変わってないですね。これからもこの先もずっと大事な我が家のかわいい長男は健在です。大好きです、また会いに行くからね、待っててね。





悠輔へ

こういったものを書くのは今はとてもつらく、悠輔への手紙風でしたら書けそうなので、手紙という形にしました。よろしくお願ひいたします。



悠輔の命を助けてあげられなくて、守ってあげられなくてごめんなさい。

平成29年3月27日 あの日の朝は同じ那須町の我が家でも雪が積もっていました。

山の方はさぞかし大雪だったよね。

あの日の朝、学校に電話をかけて、子供たちの確認をしていれば、まさか登山などしないですよね、と伝えていれば、教師たちもあんな無茶な行動をしなかったのでは、事故を防げたのでは、と後悔しています。

学校からの電話で雪崩に遭ったと聞き、お父さんは急いで車のタイヤを冬タイヤに交換し、寒いだろうからと着替えと毛布を車に積んで事故現場に向かいました。私は帰宅したらすぐに温かいお風呂に入れるようにと準備していましたよ。でもまさか病院で目を閉じたままの冷たくなった悠輔と対面することになるとはあの時は考えてもいなかった。

事故の2日前、3月25日のあの日から山に出かけたままの悠輔の帰りをずっと待ち続けています。

今までの事は全部夢で、「ただいま～、今回は雪が多くて大変だったよ」と、あの明るく屈託のない笑顔で帰って来るんじゃないのかなって。

そしたらこの6年間の事は全部忘れて、「遅かったね、すごく心配したよ」って強く抱きしめたい。

大田原高校の近くを車で通り、自転車に乗る大高生を見つけても、駅で大高生を見つけても目で追って悠輔を探してしまうの。

すごく悠輔に会いたい、また悠輔と話をしたい。

一緒に生活していたあの頃が本当に幸せだった。

この間お兄ちゃんと電話で話したときに悠輔と話し方がそっくりでびっくりしたよ。

「悠輔にそっくり」って伝えたらうれしそうにしていたよ。

お姉ちゃんは、悠輔の登りたかった山に登りたいと、最近山岳サークルに入ったようです。

離れていても心は一つ。

みんな悠輔の事が一番好きだよ。大好きだよ。

ずっとずっと永遠に一番大好き。

母 鎌木恵理



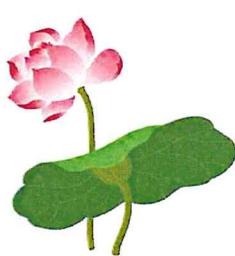
那須雪崩事故で息子を失って

高校1年生16歳、二男淳生は那須雪崩事故でこの世を去りました。親にとって子どもは何者にも代えがたい存在であることは言うまでもありません。私は淳生を慈しみ育ててきました。淳生が小学校5年生の秋に淳生の父親が亡くなりました。夫は3年以上にわたる闘病生活の末に亡くなりました。夫が亡くなつてからも私たち家族（私、長男、淳生）は夫がいない寂しさと、それに伴う虚無感と戦っていました。特に淳生は自分の気持ちとうまく付き合うことができず、ずっと苦しんでいました。私ができることといえば、寄り添うことだけでしたが、周りの人たちの支えもあり、淳生の心は少しずつ楽になっていきました。高校に進学し、学校が楽しくなり、興味あることは納得がいくまでやり遂げる、父親が亡くなる前の本来の淳生の姿に戻りつつありました。そんな矢先の事故でした。たった16年間の淳生の生涯。もっともっと一緒にいたかった。大切な大切な息子。淳生だけではありません。8人の生涯はあの日で終わってしまいました。

なぜ淳生は死ななければならなかったのか。その理由が知りたくてがむしゃらに調べまわりました。そしてわかつてきたのは教員たちの危機意識の欠如からくるずさんな計画と責任から逃れようとする態度。事故を起こした後も平然と教壇に立ち続ける彼等に憤りを覚えました。彼等は義務を果さずとも権利は主張します。私は法律に関して全くの素人です。でも、素人だからこそ感じる違和感。生活の中で私たち日本人に浸透しているはずの道徳心とかけ離れている対応をする県教委、学校、事故を起こした3講師。皆から先生と呼ばれている人たちです。こんなことでいいのでしょうか。いいわけありません。彼等の行動を良しとするならば、保護者は安心して子供を学校に預けることができません。

民事裁判は6月28日に判決が下り、刑事裁判は現在継続中です。民事裁判で私たち遺族は公務員に重大な過失が認められる事案において、公務員個人の過失を認めるべきである。と、主張しましたが、国賠法により私たちの主張は認められませんでした。が、裁判所は3講師、高体連が気象情報を確認せず、講習会を中止しなかったことに、事故の一因があると、断言してくれました。欲を言えばもっと踏み込んだ判決が欲しかったです。しかし、3講師の過失は刑事裁判で認められると思っています。現在お子さんが学校に通っているご家族が、これから子育てをする保護者が、安心して子どもを託すことができるような学校にするにはどうしたらいいでしょうか。教諭各自がやるべきことをしっかりと行い互いに情報を共有し、あらゆる角度から児童生徒にとっての最善の学びを考察する姿勢が大切だと思います。教諭は故意でなければ何をしても大丈夫だという間違った先例を作つてはいけません。反省のない3講師が事故と向き合い、自分たちの過ちを認めてこそ、亡くなった8人に対して心からの謝罪の第一歩と考えます。そして私の心も救われます。何がどうあろうとも淳生が8人が生き返ることはあれません。だからこそ関係者は真摯に向き合い、これから先どう生きていくか。私たち遺族に見せていく義務があると思っています。

母 高瀬晶子



過失は認められず



民事裁判判決の日、担当弁護士の細川先生を駅まで車で送っていました。

車内で先生に、「本当にありがとうございました。こうした結果になったのは先生方のお陰です。これで息子に報告できます。」とお礼を述べると、「こうなると思っていましたよ。よかったです。」いつものように先生の口調は、相手を気遣う優しいものでした。

息子の過失相殺の話は、生徒の損害賠償責任は認めている栃木県教育委員会が、新規採用教員の息子については何ら説明がないことに疑問を感じ、問い合わせたことで初めて知りました。息子に過失相殺の話ができるとは全く予想もしていませんでした。それも、生徒と異なり成人であるという理由です。納得がいきませんでした。

登山経験のない息子は、雪上歩行訓練を指導する立場ではなく、生徒とともに訓練に参加する側でした。

雪崩の知識もない登山の素人である息子に対し、身を守る可能性が皆無であったとは言えないとする過失相殺論は、3講師の判断ミスという今回の雪崩事故の本質を曖昧にし、死亡者に過失の一部を転嫁するものです。これでは息子がかわいそうでなりません。

弁護団長の原田弁護士が、生徒を置いて逃げろというのか、全く暴論とか言えないと言ってくれましたので、不当なものだと分かりました。

私たちは、細川先生と県教育委員会に行き、具体的な過失相殺の中身の説明を求めましたけれども、具体的な説明は一切ありませんでした。

判決の日、判決主文を聞いても、過失相殺はどう判断されたのか分かりませんでした。

弁護士会館で、一抹の不安を抱え緊張しながら、弁護士の先生方が読み解くのを待ちました。原田先生が、「過失相殺は大丈夫だよ」と言ってくれました。鳥肌がたちました。

判決書には、「被告県及び被告高体連は、亡毛塚の過失について、自身の生命身体の安全を確保する措置を講ずる権限ないし余地があったなどと抽象的な主張をするのみであって、亡毛塚の過失に係る具体的な評価証拠事実を主張していない。そうである以上、亡毛塚に過失は認められず、亡毛塚の過失相殺は相当でない。」と記載されていました。

やっと私たち夫婦の思いが届き、込み上げるものがありました。

「毛塚さんよかったです。」「お金なんかじゃなくて、過失相殺がなくなつたのが一番だよ」「そうだよ」などと他の遺族の方が声をかけてくれました。

遺族の言葉を聞いて、本当にうれしく思い、優しさに胸が熱くなりました。悲しみと苦しみはこれからも続きますが、この裁判で息子の名誉を守ることができ、一つの区切りとなりました。

那須雪崩遺族 母 毛塚愛子



コラム

哀しみは終わらない (那須雪崩事故によせて)

元民事調停員 福澤 英子



5年6月28日民事裁判の結審に、心なしかご遺族の皆さまの顔が和らいで見えました。6年3か月の苦しみ悲しみは計り知れないものです。それから先も背負い、秘めていくだろう喪失の哀しみは想像するだに辛くなります。しかしご遺族の主張に、一定の理解を示した裁判内容を受け入れ、長かった戦いの終結を覚悟する表情をみて安堵いたしました。

私がご遺族と初めて会ったのは、令和2年7月の民事調停の席上です。真直ぐ顔をあげた硬い表情に、少したじろぐと同時に皆様の若さが息苦しくなりました。若いお父さんとお母さんでした。息子らと共に生きるはずの失った長い時間を思わずにはいられませんでした。

調停は8回開かれました。ご遺族が望んだものは、三教諭には一緒に悼んでほしい、あの日何があったのか本当のことを教えてほしい、現在どう考えているのかを話してほしい、そして県と高体連には真摯な謝罪と再発防止への具体的取り組でした。

期間中、大田原高校に設置が予定されていた慰霊碑の件や再発防止への取り組み等で話し合いが重ねられ、合同追悼式も行われるようになりました。しかし強く望んだ三教諭の出頭はなく直接話し合う機会は得られず調停は不成立で終結しました。ご遺族が損害賠償を求めて民事裁判に臨んだお気持ちは理解できました。

今年3月の追悼式に初めて出席させていただきました。冷たい雨の日でしたが、校庭の一画に紅い八潮躑躅(つつじ)が咲いていたのが印象的でした。新しいプレートに刻まれた8人の名前はそれぞれの遺影に見慣れていきましたので、愛おしく哀れでなりませんでした。

現在（令和5年8月）、業務上過失致死傷に問われた三教諭の刑事裁判が継続しております。三教諭には、事の重大性の自覚とご遺族との真摯な対話を願ってやみません。

あの事故は、八家族の家族の形を変えてしまっただけではありません。事故に遭遇し怪我をし、また恐怖と寒さの中、友人の亡骸を掘り起こし対面した生徒たちの心に刻まれた深い傷も忘れてはならない事実です。

私は学生時代より山に親しんできました。那須岳は、友人たちや家族と何度も登った山でした。今は追悼する山と化しております。

教育に部外者の私が言うのもおこがましいことですが、教育に自然は切り離せないでしょう。しかし自然に向き合うときには謙虚であるべきです。再発防止の基本は事故を忘れない、犠牲者を悼む心をもち続けることだと思います。

八名のご冥福を心よりお祈り申し上げます。



学校安全ネットがお薦めする この一冊 Vol 1 6



著者：山下英三郎（日本社会事業大学名誉教授、
日本スクールソーシャルワーク協会名誉会長ほか）
出版社：株式会社学苑社（2010年9月5日初版）

『いじめ・損なわれた関係を築きなおす～修復的対話というアプローチ』

弁護士 加藤昌子

少し前に出版された書籍だが、学校におけるいじめ対応について考える機会があり、改めて読み直してみた。タイトルにある「修復的対話」というのは、「Restorative Justice」の訳語である。日本では「修復的司法」と訳されることが多く、犯罪被害者と加害者の対話について用いられることが多い。

本来の修復的対話の考え方を要約すると、コミュニティ内で問題が生じた時、それを特定の個人に帰責して、その人物を分離・排除することで問題解決を図るのではなく、コミュニティの調和の乱れととらえて、対話を通じてその調和を回復することを目指すというものである。コミュニティの調和回復が主眼であるから、対話には問題の当事者のみならず、関係者も参加する。北米やハワイ、ニュージーランドの先住民のコミュニティがこの考え方を採用している他、日本でも縄文社会やイヌイットが取り入れていたと考えられている。

修復的対話には、すでに明確な対立関係が存在する場面で行われる「コンファレンス」と、対立関係がない場面で行われる「サークル」の2種類がある。クラスでいじめがある時に当事者間の関係修復を目指す場合は前者である。この場合も、誰が悪かったかを明らかにして糾弾するために話し合うのではない。あくまで乱れた調和を回復して関係性を再構築することを目的に、ファシリテーターの進行に沿って当事者や関係者が自分の思いや考えを語り、今後どうしていくかを自分たちで導き出すのである。

法が定める「いじめ」には、好意から行った行為が意図せず相手を傷つけてしまったような場合から、相手を傷つける意図をもって苦痛を与えたような場合まで幅広い行為が含まれる。そのため文部科学省は、基本指針において、法律上のいじめにあたる場合であっても、そのすべてが厳しい指導を要するとは限らず、場合によっては「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応による対処も可能としている。子どもが通常成長過程で経験するような「傷つき」「傷つけ」は、このような対話による他者理解を通じた関係修復が望ましい場合も少なくないだろう。

他方、「サークル」は、様々なテーマについて一人一人が意見を述べていく活動である。例えば、「私が大切にしているもの」とか、「言われて嬉しかった言葉・悲しかった言葉」等というテーマでも構わない。このサークル活動を通じて、子どもたちは「自分の意見を聞いてもらえる」安全・安心な環境下で、「お互いを尊重する」「相手の話に耳を傾ける」経験を積む。一人一人にいじめについて考えてもらう、いわゆるいじめ予防活動には、このサークル形式が活用できるのではないだろうか。

以上